

さいたま市水道局告示第37号

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月13日

さいたま市水道事業管理者 小島豪彦

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定（平成13年さいたま市水道部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|------------|------|------------------------------------|--|------------|------|------------------|
| 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき、さいたま市水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。 | | | | 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき、さいたま市水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。 | | | |
| 収納取扱金融機関の名称 | 本店（本店）の所在地 | 取扱店舗 | 取扱事務の範囲 | 収納取扱金融機関の名称 | 本店（本店）の所在地 | 取扱店舗 | 取扱事務の範囲 |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 株式会社 SBI 新生銀行 | [略] | | さいたま市水道局の公金の収納事務 | 株式会社 SBI 新生銀行 | [略] | | さいたま市水道局の公金の収納事務 |
| 株式会社 きらやか銀行 | | | | 株式会社 きらやか銀行 | | | |
| 株式会社 福島銀行 | | | | 株式会社 福島銀行 | | | |
| 株式会社 東和銀行 | | | | 株式会社 東和銀行 | | | |
| 株式会社 栃木銀行 | | | | 株式会社 栃木銀行 | | | |
| 株式会社 東日本銀行 | | | さいたま市水道局の公金の収納事務（ただし、店舗窓口での収納を除く。） | 株式会社 東日本銀行 | | | |

株式会社
東京スタ
一銀行

[略]

株式会社
東京スタ
一銀行

[略]

さいたま
市水道局
の公金の
収納事務
(ただし、
店舗窓口
での収納
を除く。)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。